

検証・評価・企画委員会  
(産業財産権分野(第6回)・コンテンツ分野(第7回)合同会合)

日 時：令和元年5月15日(水) 10:00～12:00

場 所：中央合同庁舎4号館 共用1208特別会議室

出席者：

【委員】中村座長、渡部座長、内山委員、江村委員、大崎委員、梶原委員、川上委員、喜連川委員、久貝委員、近藤委員、迫本委員、杉光委員、瀬尾委員、高倉委員、竹宮委員、長澤委員、土生委員、林委員、原山委員、福井委員、宮島委員、山田委員、山本委員、渡邊委員、菅野委員代理、阿部委員代理、田中委員代理

【政 務】平井大臣

【事務局】住田局長、川嶋次長、内藤次長、中野参事官、岸本参事官、仁科参事官、高本企画官、吉弘企画官

【各省等】文化庁著作権課 水田課長  
経済産業省コンテンツ産業課 高木課長  
特許庁 津幡企画調査官

1. 開会

2. 議事

「知的財産推進計画2019」(素案)について

3. 閉会

○中村座長 おはようございます。

ちょっと早いのですが、概ねそろわれたようなので、始めたいと思います。後で遅れて来られるという委員の連絡も受けております。

「知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会（産業財産権分野（第6回）・コンテンツ分野（第7回）合同会合）」でございます。

御出席いただいております委員の方は、お配りした座席表のとおりでございます。石川委員、小川委員、五神委員、野間委員、早川委員、堀委員が御欠席、木田委員の代理として菅野様に、小林委員の代理として阿部様に、日覺委員の代理として田中様に御出席をいただきます。

それから、相澤委員におかれましては、令和元年5月10日、金曜日ですけれども、御逝去されたということでございます。謹んで故人の御冥福をお祈りいたします。

きょうは、平井大臣に御出席いただいておりますので、議事に先立って、まず、大臣から御挨拶をいただきたいと思います。

○平井大臣 皆様 御多忙中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

先ほどお話があったとおり、本委員会の相澤英孝委員が5月10日に御逝去されました。

相澤委員は、知的財産法の専門家として平成22年より知財関係の会議の委員に御就任いただき、数々のタスクフォースや知的財産推進計画の検討に御尽力をいただきました。また、産業構造審議会の臨時委員や工業所有権審議会委員など、幅広く政府の会議の委員を務められ、御活躍いただいたところであります。相澤委員のこれまでの御功労に敬意を表しますとともに、心から御冥福をお祈りしたいと思います。

この検証・評価・企画委員会では、産業財産権分野とコンテンツ分野、それぞれにおいて、昨年10月から約半年間にわたり、精力的な御議論をいただきました。また、昨年、知的財産戦略ビジョンで掲げた価値デザイン社会を実現するため、検証・評価・企画委員会と並行して知的財産戦略ビジョンに関する専門調査会において議論を継続し、具体的な方向性が示されました。これは知財推進計画の中に中長期的な方向性として位置づけたいと考えております。

本日は、今後、取りまとめる知的財産推進計画2019の素案を御議論いただきます。この計画は、決定後、未来投資戦略などにもしっかりと反映させ、計画に基づいて我が国の全体の知財戦略を進めてまいります。両座長を始め、それぞれの分野で高い知見を有する委員の皆様方には、デジタル化やグローバル化によって社会が大きく変わる時代において、未来の我が国のあるべき姿からバックキャストする視点で、御意見、御提言をいただければと思います。

私も、5月1日から、ワシントン、ベルギー、スペインと1泊ずつ出張してまいりましたが、日本が新しい令和という時代を迎えて、それを海外では「Beautiful Harmony」という形で紹介されていることに関して、どなたも大きな関心を持っておられました。この「Harmony」という言葉は、次の時代のシンボリックな言葉になるのではないかと思います。

一方で、我々は、日々、ここ何年も、少子高齢化、人口減少という話をしており、少し感覚が麻痺しているところがあるのかもしれないのですが、この日本の状況は、世界に先駆けて高齢化社会にチャレンジするという事。いわば、今まで地球上に存在しなかったような国ができる。そこで日本が何をやるのかということに非常に注目が集まっております。その意味で、知財もそうですし、イノベーションもそうですが、何もしないということは、日本は世界の期待を裏切ることになる。「Beautiful Harmony」という言葉が日本にぴったりだと思えるのは、アメリカもヨーロッパも日本とは協力してやりたいということを明確に言っています。そういう意味では、いろいろな社会的な課題を抱えておりますけれども、国として、今、何かをやるチャンスがあるという意味で、委員の先生方にプロアクティブな知財戦略等々について御議論いただければと思います。

そういうことで、短い時間ですが、よろしく願いいたします。

○中村座長 どうもありがとうございました。

平井大臣は、他の公務の関係で、ここで御退席されるということでございます。

○平井大臣 ありがとうございました。

よろしく願いします。

(平井大臣、退室)

○中村座長 事務局から、配付資料の確認をお願いできますか。

○中野参事官 配付資料といたしまして、資料1「『知的財産推進計画2019』の構成(案)」と題する資料をお配りしております。

委員の皆様には、机上配布資料として3点ほどお配りしております。

1つ目は、「知的財産推進計画2019(素案)」と題する資料でございます。

2点目は、「価値デザイン社会の実現に資する実質的なオープンイノベーションの実現に関するタスクフォース報告書(案)全体構成」と題する資料でございます。

3点目は、「知的財産推進計画2019(案)」、「2.(2)④知財創造保護基盤の強化(施策の方向性)」から始まる資料でございます。

この机上配布資料につきましては、お帰りの際、机の上に残しておいていただければと思います。よろしく願いいたします。

○中村座長 では、議論に入ります。

事務局から、この「知的財産推進計画2019(素案)」の説明をお願いします。

○中野参事官 それでは、机上配布資料としてお配りしております「知的財産推進計画2019(素案)」に基づきまして、御説明したいと思います。

1ページ、まず、目次を掲げてございます。「1.はじめに」がありまして、2、3、4では後ほど御紹介いたします3つの柱に沿って構成しておりまして、それぞれの中で「(1)中長期の方向性」、「(2)当面の施策の重点」について位置づけてございます。また、最後に「5.工程表」をつけることにしております。

3ページ、「1.はじめに」のところ、今回の知的財産推進計画2019の位置づけにつ

いて紹介しております。昨年6月に知的財産戦略本部で「知的財産戦略ビジョン」を決定したところでございます。このビジョンを策定するに当たって背景となりました経済社会状況の変化といたしまして、イノベーションが供給主導から需要主導へと変質していること、モノよりコト、共感、シェアなど、人々の価値観が変化していること。データ、人工知能、IoTなど、技術の進展と浸透が見られていること。少子高齢化、環境エネルギーなど、SDGsへの取り組みの意識が高まっていること。米中の存在感の拡大、グローバルなプラットフォーム企業の台頭、保護主義的傾向との強まりといった国際情勢の変化、こういった経済・社会状況の変化を意識しながら議論を進めてまいりまして、価値デザイン社会の実現を掲げたところでございます。この価値デザイン社会の実現に向けて、毎年の知的財産推進計画で具体化をしていくという位置づけにしております。ことしの知的財産推進計画2019につきましても、このビジョンをまとめた専門調査会における議論を中長期的な方向性を示すものとして位置づけまして、そこでの整理を踏まえつつ、この検証・評価・企画委員会で御議論いただいた内容を当面の施策の重点として位置づけているところでございます。

4ページ、この価値デザイン社会の実現を目指していく上での3つの柱を掲げてございます。第一の柱といたしまして、「脱平均」の発想で、個々の主体を強化し、チャレンジを促す。第二の柱、分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する。第三の柱、「共感」を通じて価値が実現しやすい環境をつくる。この3つの柱に沿って推進計画2019を構成しているところでございます。

7ページ以降、1つ目の柱「脱平均」に関して記載しているところでございます。まず、「(1) 中長期の方向性」といたしまして、「①尖った才能を開花させる」、「②尖った人・企業がチャレンジしやすい環境を整備する」、「③尖った人・企業をサポートする」、この3つの方向性を示してございます。この方向性のもとに、「(2) 当面の施策の重点」として11ページ以降に記載してございます。

11ページ、「①創造性の涵養・尖った人材の活躍」に関しましては、知財創造教育に関する取り組みやEdTechを活用して学びの個別最適化を図る。文理融合・課題解決型のSTEAM教育の実現に向けた取り組みを進めるといったことを盛り込んでございます。

13ページ、「②ベンチャーを後押しする仕組み」に関しましては、スタートアップ・エコシステムの構築に向けて、拠点都市形成に向けた集中支援を行うといったことを盛り込んでいるところでございます。

16ページ、「④知財創造保護基盤の強化」に関しましては、民事訴訟手続等のIT化を進めるといったことを盛り込んでいるところでございます。

18ページ、「⑤模倣品・海賊版対策の強化」に関しましては、効果的な著作権教育の実施、正規版の流通促進、検索サイト対策、海賊版サイトへの広告出稿の抑制等の対策、必要となる制度の検討など、関係省庁において必要な取り組みを進めるといったことを盛り込んでいるところでございます。

20 ページ以降、2つ目の柱「融合」に関する記述でございます。まず、「（1）中長期の方向性」といたしまして、「①実質的なオープンイノベーションを加速する」、「②個性、アイデアが会う場としてのプラットフォームを整備・活用する」、「③データ・AIを活用した価値のデザインを円滑化する」、この3つの方向性を示しているところでございます。この3つの方向性に沿って、「（2）当面の施策の重点」といたしまして23 ページ以降に記述をしてございます。

23 ページ、「①オープンイノベーションの促進」に関しましては、実質的なオープンイノベーションへの行動変容につなげていくために、経営者は個人が備えるべきマインドセットの浸透と実践を図ること、大学・国研の研究成果の社会実装を促進するために、法制度の必要性も含めて検討を進めていくことなどについて記述をしているところでございます。

24 ページ、「②知的資産プラットフォーム」に関しましては、SDGsのプラットフォームにつきまして、G20、TICADのような国際会議の契機に世界へ発信していくことを盛り込んでいるところでございます。

25 ページ、「③データ・AI等の適切な利活用促進に向けた制度・ルール作り」に関しましては、データヘルス改革に関して、健康・医療・介護のビッグデータ連結・活用に関するサービスや、がんゲノム情報・AI開発基盤に必要なデータの収集・利活用等の提供に取り組むといったことを盛り込んでいるところでございます。

28 ページ、「④デジタルアーカイブ社会の実現」に関しましては、ジャパンサーチの本格運用を目指して、各アーカイブとの連携を推進するといったところを盛り込んでいるところでございます。

30 ページ以降、3つ目の柱「共感」の部分でございます。まず、「（1）中長期の方向性」としまして、「①共感を通じた価値の実現を円滑化する」、「②調達など実際の経済活動において、共感が取引価格に反映される例を増やす」、「③『共感』を意識した新しい知財システムを作る」、「④『世界からの共感』を軸としてクールジャパン戦略を再構築する」、この4つの方向性を示しているところでございます。この4つの方向性に沿って、33 ページ以降で「（2）当面の政策の重点」について記載してございます。

33 ページ、「①各主体による価値のデザインを慫慂」に関しましては、経営デザインシートを活用を促すといったことを盛り込んでございます。

34 ページ、「②クリエイション・エコシステムの構築」に関しましては、ブロックチェーン技術などを活用した権利処理・利益分配の仕組みを検討すること。また、日本の多様な楽曲につきまして、海外市場への進出に必要な外国語メタデータの整備を支援するといったことを盛り込んでいるところでございます。

37 ページ、「③国内外の撮影環境改善等を通じた映像作品支援」に関しましては、外国映画のロケーション誘致に関する実証調査を行うこと、また、ロケ撮影に関する許認可手続の共有、ロケ地情報の集約などによって国内外への情報発信を強化していくといったこ

とを盛り込んでいるところでございます。

最後に、38 ページ、「④クールジャパン戦略の持続的強化」に関しては、新たなクールジャパン戦略を本年夏ごろまでに策定するというところを記載しているところでございます。

私からは、以上でございます。

○仁科参事官 引き続きまして、委員の皆様の方の机の上に配付してございます「価値デザイン社会の実現に資する実質的なオープンイノベーションの実現に関するタスクフォース報告書（案）全体構成」を用いまして、御説明をさせていただきます。

こちらのタスクフォースでございますけれども、検証・評価・企画委員会のもとに設置されたタスクフォースでございます。3月15日に、産業財産権分野第4回会合にて、こちらのタスクフォースの議論につきまして、その経過と報告の骨子を御説明させていただいております。その後、4月に入りまして、第6回目となりますタスクフォースの会合を開催させていただきまして、タスクフォースの委員の皆様から頂戴した御意見のタスクフォース報告書への反映につきましては、こちらの検証委の座長でいらっしゃる渡部先生に御一任いただいているところでございます。

この報告書につきましては、今、中野参事官から御説明しました知的財産推進計画2019（素案）の中でも23ページで参照していることもございまして、この場をかりまして改めて簡単に御紹介をさせていただきます。

こちらのタスクフォースは、オープンイノベーションといわれて久しい中、なぜこれがうまくいっていないのかということの問題意識としまして議論を進めてまいりました。その結果、3月の検証・評価・企画委員会でも御説明しましたように、オープンイノベーションのための方法論を単に適用するだけではオープンイノベーションはうまくいかず、オープンイノベーションを推進するために適合的なマインドセットや風土を備えることの重要性が指摘されました。つまり、外発的動機づけのみに基づいて行動しても新しい価値は生まれず、内発的動機づけを伴うことが必要だと。その内発的動機づけにつながるマインドセットや風土を備えることが必要という結論になっております。

ここで、委員のお手元でございます全体構成の資料を改めてごらんください。

この議論を受けまして、この資料の下半分のほうに、ⅣあるいはⅤという形で書いてあるパートがございます。その中に、それぞれ（1）から始まる項目が書いてございますが、こちらをごらんいただきますと、単にオープンイノベーションのための方法論を明らかにするだけではなくて、オープンイノベーションの推進に適合的なマインドセットや風土を明らかにしまして、その上で、みずからの立ち位置を診断するという形の構成にしてございます。3月の検証委で御説明したところの相違点でございますけれども、こちらの資料にⅢで書いてあるところに事例から見る実質的なオープンイノベーションという章を設けてございますが、こちらを4月のタスクフォースの会合の中で追加すべきという御指摘をいただきましたこともあり、現在、こちらの作成をしているところでございます。

本報告書につきましては、現在、渡部座長とも御相談しながら内容面の調整を行っております。また、推進計画 2019 の公表と同時に公表できるように準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○住田局長 一言補足させていただきます。

知的財産推進計画 2019 を先ほど中野参事官から御説明させていただきましたけれども、冒頭、御説明しましたように、このビジョンの検討をしておりました専門調査会で議論をされていたことが、それぞれの 2、3、4 の「(1) 中長期の方向性」に書かれております。この「(1) 中長期の方向性」でも、かなりいろいろな、こんなことをやらないといけないねというものが書いてありまして、7～10 ページあたりとか、あるいは 3 でいうと 20～23 ページあたりとか、4 でいうと 30～33 ページあたりまでいろいろと書いてあるのですけれども、ここに書いてあることはまさに中長期的な方向性でございます。それを受けてすぐに当面できることがそれぞれの 2、3、4 の (2) に書いてあって、それについて中野参事官からるる説明をさせていただいたところでございます。

この「(1) 中長期の方向性」に書いてあることは、今後の知財推進計画、つまり、2020 以降も基本的には方向性としては維持をしていくのかなど。もちろん時々刻々状況は変わりますから見直しはしていくものの、ここに書いた方向性に沿いながら、なかなかすぐにはできないこともいっぱい書いてあるので、これを徐々に具体化をしていくことを念頭に置いて今回の 2019 のまとめということにしております。すなわち、昨年知財本部でお決めいただいたビジョンの実施ということで今後の 2019 以降の推進計画がつけられていく、その際の大きな柱が 2、3、4 のそれぞれ「(1) 中長期の方向性」に示されているということで、この部分は今後とも骨格としては維持をされながら、毎年実施していく当面の施策は (2) で毎年変わっていく、(1) のところも若干の見直しをしていくという位置づけでございますので、誤解がないように補足をさせていただきました。

○中村座長 特許庁から、この施策について補足説明はございますか。

○津幡企画調査官 座長、ありがとうございます。

特許庁で企画調査官をやっております、津幡と申します。

事前の推進計画の素案の中で盛り込む時間がなかったこともございまして、現在、1 枚紙で表裏に記載されている紙をごらんいただき、推進計画の案文について御提案させていただければと思っております。

まず、本国会におきまして御審議いただきました特許法等の改正について簡単に御報告いたしますと、この検証・評価・企画委員会においても特許庁から説明させていただきましたけれども、この 4 月の衆議院を経て、先週、参議院において可決・成立いたしました。まず、その関係者の方々の皆様には、御礼申し上げたいと思います。

その衆議院・参議院の審議において、各両院から附帯決議が全会一致で決議されたということがございます。こちらをお手元の資料の参考のところに記載してございます。特に

この衆議院の2番目あるいは参議院の3番目の項目におきまして、いわゆる懲罰的賠償制度及び二段階訴訟制度の導入については、諸外国の動向も注視しつつ、引き続き検討することと決議されたところもございまして、今後、こういったことを検討していくことが求められている状況でございます。

まず、懲罰的賠償制度あるいは二段階訴訟制度については、昨年度の産業構造審議会特許制度小委員会においても議論されたところでございます。

懲罰的賠償制度につきましては、皆さんも御存じのとおり、その実損填補の範囲を超える賠償という観点から、現在、米国で取り入れられているだけでなく、東アジアの国にもその導入の動きが進んでいるものでございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げました小委員会におきましても、諸外国の導入・運用動向を注視しつつ、導入によるメリット・デメリットに留意しながら、引き続き議論を進めるべきとされているところでございます。

また、二段階訴訟制度につきましては、こちらはドイツあるいはイギリスなどで見られる制度でございますけれども、特許権侵害訴訟において、差し止めと損害賠償の訴訟を分けて訴訟を提起するといったものでございますけれども、こちらにつきましては小委員会におきましては賛否があったわけでございます。報告書におきましては、日本の民事訴訟法の体系に見合った制度のあり方について引き続き議論を深めていくべきとされているところでございます。

今回、先週になりましてぎりぎり入ったところでございますが、今回の附帯決議を踏まえまして、この知的財産戦略本部において決定される知的財産推進計画においても、こういった附帯決議の内容について尊重して、具体的には推進計画の素案の16ページの中段部分のところに、〈追加案文〉の下線部を追加するような形で、修正の提案をさせていただければと思っております。

以上になります。よろしく願いいたします。

○中村座長 ありがとうございます。

では、この知財計画2019の素案について委員の皆様から意見を伺いたいと思いますが、冒頭、大臣がおっしゃったように、きょう皆さんの意見をいただいて、それを踏まえて2019の取りまとめに向かうという運びでございまして、それを政府の未来投資計画にも反映させるということでございました。よろしくどうぞお願いいたします。

できるだけたくさんの委員の方々に御発言いただきたいと思っておりますので、1回あたりの御発言時間は3分以内とさせていただければと存じます。1分半で1回、2分で2回ベルが鳴るということだそうです。

順番はどなたからでも結構ですので、いつものように、御発言なさる方は名札を立てていただければ幸いです。いかがでしょうか。

田中さん、お願いします。

○田中様 東レの田中と申します。きょうは、日覺の代理で参りました。

弊社の日覺が経団連の知的財産委員長を務めておりますので、その立場から幾つか申し上げさせていただきます。

まず、先ほどの今般の特許法等の改正について、これは経団連の立場から何度か申し上げていることではありますが、今年の通常国会での法改正ありきの非常にタイトなスケジュールで検討を進められたことと、日本知的財産協会や経団連などの知的財産制度についての産業界の意見を取りまとめる立場からの委員としての参加は認めていただけなかったということで、進め方としては問題があったと我々としては考えております。

この附帯決議の内容については、もちろん理解いたしますけれども、「懲罰的賠償制度」や「二段階訴訟制度」については、いずれも導入前提ではなく、本当にニーズがあるのかということ、導入された場合にどういう効果があるのかということをしつかりと意見を聞いていただきたいと思っております。産業界から反対や懸念の声が上がった場合には、耳を傾けていただきたいと考えております。

それから、知財紛争解決分野に関する諸課題を議論するための枠組みということで、経団連、知財協、経営法友会、法務省、最高裁、日弁連との間で意見交換会を始めさせていただきました。知財紛争について、産業界のニーズや国際化に向けた司法インフラを実現する観点から、いろいろと幅広く議論していく予定でございます。経済界と司法界との対話を通じて成果を上げていきたいと考えておりますので、こちらにつきましては、引き続きサポートをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○中村座長 ありがとうございます。

江村さん。

○江村委員 ありがとうございます。

先ほどの住田局長の御説明を理解した上で申し上げたいことがありまして、長期的なビジョンがあって、それに対して施策をやっていくということは非常に重要なことだと思います。ただ、一方で、バックキャストとは別に足元からしっかりした施策をやっていくことが推進計画上は重要ではないかと思うのです。そういったときに、今、データの扱いの問題やいろいろなことが将来を見たというよりはもっと喫緊の課題として出てきている感があって、そういうところがこの構成だと薄まってしまっているような気がします。データ・フリー・フロー・ウィズ・トラストみたいな議論をまさにこれから真剣に進めなければいけないというときに、いつも申し上げているのですけれども、グローバルな中で日本はどのようなポジションにあるのかといったことをもっとしっかり出した形にしないと、足元の施策が、表現は悪いのですけれども、ぼけてしまっているのではないかという感じがします。

もう一つが、そういう視点で見ていくと、この構成だと最初に人材問題から入る構造になっているのですけれども、知的財産推進計画という意味ではやはり重点化が必要だと思うのです。そう思ったときに、この並びでいいのかという問題も少し議論すべきではな

いかと感じます。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

原山さん、お願いします。

○原山委員 2点ほど申し上げます。

毎年ローディングをしていって、継続のもの、新たなものが入りつつなのですけれども、デジャビュ的なものも多々ある中、これが次に行ったときに実際に行われたかをチェックするのは機能されているのですが、今回の構造のように、一番上の概念があって、それに対して、やったことがどのように一番の大課題となっているところに効果があったのか、なかったのか、その逆戻りをするというところをチェックするものを並行して手元に持っていないと、いつも個別の施策で終わってしまうということが起こって、そこから脱皮するためには、このレポートをつくと同時に、この個々の施策が逆算したときにどのような形でもって日本の変革に寄与しているのか、していないのか、していない場合にはどうしていないのか、政策が悪かったのか、アプローチが悪かったのか、その辺も精査できるようなストラクチャーをどこか手元に持っておいていただきたいということが一つです。

オープンイノベーションに関して、まさにここでも言われているように、10年以上前から言われている話なのですが、ここで先ほどの報告書の中で、事例から見ると入っています。単純に事例を掲げるだけではなく、オープンイノベーションがそもそも何か必然性があるってオープンイノベーションという形になっているということの必然性を生み出すということはこの作業の中でしていただいた上で、逆にこういうドライバーがあるがゆえにこれに入っていくという、その辺のところも強調していただければと思います。

○中村座長 山田さん。

○山田委員 先ほどもどなたかがおっしゃっていたのですけれども、この2025～2030年に向けて今からどうするかということを考えるというのは非常にいい視点だと思います。

この知財戦略ビジョンも、この推進計画も、これからの日本の姿を予測するという上で私は大変重要なことが書かれていると思っていますのですけれども、周りで読んだ人がほとんどいないというのは大変もったいないなといつも思っています。余り抽象的で分厚い本は誰も読まないで、できればもうちょっと産学官それぞれの現場の人がわかりやすい内容にまとめていただければと。抜粋版があると思うのですけれども、思い切って簡潔にもう少しわかりやすくまとめていただくことが必要かなと思います。

「③地方・中小の知財戦略強化支援」のところですが、300万社、400万社あると言われている中小企業を一つの個として見て、企業自身が独自の技術を見直して、尖った存在になって活性化して生き残っていくという考え方は、日本の将来としては大変重要だと私も思います。実際、多くの中小が、今は下請のみではなくて、自社の技術を活用して何とかしようという方向に進もうとしていると思いますので、こういう考え方をサポート

していくという意味では、この施策は非常に具体的でわかりやすいと思います。これが多分最初にあった「脱平均」というところ、企業としての「脱平均」というところに当てはまるのかなと思って見ていました。

一方、中小企業だけではなくて、今、国内メーカーの喫緊の大きな課題は人手不足でして、これは今後ますますひどくなると推測されています。それが事業承継や事業の継続にも影響して、今、ものづくりの企業に数は減少の一途をたどっていますので、国内サプライチェーンの存続に大きな課題となっています。中小企業や地方活性化という視点だけではなくて、国内の製造業の今後のあり方についてのビジョンや予測がもう少し企業にとってわかりやすく示せないかということをご期待しています。

「脱平均」の次に来る「融合」が、企業で考えると、今後はM&Aがますます増加すると推測されるので、特に海外企業とM&Aがあったときの営業秘密の管理体制をどのように考えるべきなのかということもわかりやすくお聞きできればと思います。

以上です。

○中村座長 どうもありがとうございました。

江村さんから全体構成の問題提起をいただいて、原山さんから評価や検証についての提起をいただいて、今、山田さんからわかりやすくすべきだという問題提起をいただいて、かなり全体にかかわることをおっしゃっていただいています。そのあたりのことでも結構ですし、個別の施策でもよいので、御意見をいただければと思います。

瀬尾さん、お願いします。

○瀬尾委員 私も全体的なことをまずは申し上げたいと思いますが、第1に、このまとめで私は大変よろしいかと思えます。いろいろな方向性が出て、知的財産推進計画として非常にビジョンが明確になって方向性が出たと思えます。

ただし、最初に平井大臣がおっしゃられたように、AI時代にAIを基盤としてどんな社会が必要なのか。例えば、そのAIを必要としたインフラによって、現在の超高齢化社会がどう解決していくのか。また、労働生産が足りなくなってくる部分をAIでどうやって補っていくのか。こういうことについてはこの知的財産推進本部の対応だけではなくてもっと広い範囲での議論が必要ですが、そこら辺をそろそろまとめないといけないのではないかと思います。その中で、知的財産戦略推進計画は、要するに、データや何かと並んでコアになるものだと思います。そのまとめがないと、先ほど言ったように、最終的な解決目的である社会の改革、AIを利用した新しい生産構造、人々の幸せの追求というそもそもの大きな問題に対してのアプローチがちょっと途中で途絶しているような気がします。

そういった意味からは、ここまで出たのであれば、もう一段上の今後の社会実現のための何らかの共同体の会議といったことを、ぜひ知財戦略本部からの提言によって設置し、より社会とつながった施策にしていくことが重要かなと一つ思います。これは全体的な所感でございます。

クールジャパンの深化なのですけれども、かなり抜本的にもう一回考え直してみる必要

があるように思います。前にも申し上げましたけれども、名称を含めて、5～6年、同じ名称でそれを深化させていくことにも限度があるだろうと。内容的には深化で構わないのですが、これについては、ぜひ強力的に、特に来年から2025年に合わせた内容をきちんとあらわすようなネーミングを、要するに、時代性ですね。今、やらなければいけないことを考えていただきたいと思います。

最後に、データベースは先ほどの全体構想の中で基本的なインフラで貴重なものになるのですけれども、これについて国会の附属である国会図書館が主導するということがなかなか難しい面もありますが、この強化をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

近藤さん、お願いします。

○近藤委員 ありがとうございます。

まず、全体的なところですが、今回、価値デザイン社会を目指して3つの柱でまとめたことは非常によかったかなと思います。これから推進計画を実行していくに当たって各省庁が割り振られていると思うのですが、省庁に落ちた瞬間に、省庁の方々は具体的実施事項に書いてあることだけを見て、その柱を忘れてこの実施事項だけをやるということにならないようにして頂きたいです。「目標はこれだ」というものをしっかり見据えて推進していただきたいと思います。

個別のところではいきますと、最初のところの尖った能力を持つ人を育成するとか、そういう方がチャレンジできる場をつくることは非常にいいことだと思います。一言、私も子供を持っているので言うのですが、教育は学校だけではなくて家庭でも行われるわけで、尖った人がチャレンジして成功するというものを早く見せていただくような施策も必要かなと。なぜかという、自分の子供が将来の目標を達成するとどういふ姿になるかということを見せるのも一つのポイントかなと、思っているからであります。

次に、これはコメントなのですが、16ページの一番下のポツ、経済界と司法界の間のダイアログをここに盛り込んでいただいて、本当にありがとうございます。これについては、非常に期待しておりますので、積極的に推進していただきたいと思います。

最後に、26ページ、OSSのところについても盛り込んでいただき、どうもありがとうございます。該当箇所を見ますと、担当が経済産業省になっていて、「安全に使うには」という書きぶりですと、どうもサイバーセキュリティに特化したような感じがしてしまうのですが、本来、今やるべきことは、OSSになれていないさまざまな企業あるいは会社に普及啓発するとか、専門家を育成するとか、細かなところでは知財管理技能検定にそういうものを盛り込むとか、いろいろ幅広でやることがあるので、本当にこれはどこの省庁でどこまでやるのかということはしっかり考えていただきたいと思います。例えば、まずは内閣府ぐらいで最初は走っていただいて、後でもう少し明確になったところで省庁に渡すというのもありかなと思っています。

ちなみに、韓国は韓国著作権委員会という名のもとに2010年からオープンソースソフトウェアのライセンス国際コンファレンスというものを国を挙げて毎年開いておりまして、そういう普及啓発も韓国ではやっているということをご参考にご申し上げさせていただきたいと思っております。

以上です。

○中村座長 林さん、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

三十数ページというスマートな意見書にまとめていただいて、感謝しております。

3点、申し上げたいと思っております。

まず、「⑤模倣品・海賊版対策の強化」、18ページからのところでございます。現状と課題のところには「サイトブロッキング」という言葉自体が挙がっていないわけですが、タスクフォースにおいて議論してきた最も効果的な方策として、この「段階的・総合的に実施していく総合的な対策」のメニューの一つには入っていたと思っております。そういった観点を踏まえて、次の19ページの最初のポツでございますが、先ほど近藤委員からもご意見があったように、具体的な施策のところだけに注目されてしまいますと、前文の柱書き部分の背景の趣旨が埋没されてしまいますので、ぜひこの最初のポツのところには、もう少し具体的な肉づけをしていただきたいと思います。例えば、「インターネット上の模倣品・海賊版サイト被害の拡大を防ぐため」という文言を冒頭に入れていただく。「必要となる制度の検討」というところには「その他の実効性ある制度創設の検討」、その後の「関係省庁等において必要な」という前には「総合的な対策メニューを実施するために必要な」を入れ、最後の「進捗を検証」は「進捗及び効果を検証しつつ」としていただければと思っております。

2点目ですが、36ページのコンテンツの権利情報データベースづくり、ブロックチェーンの活用、権利処理・利益配分というあたりです。これにつきましても、データベースの英語版について平井大臣からお話があったと思っております。これをする事自体は、ブロックチェーンの活用なども「再掲」ではないと思っておりますし、その次のインターネット上の放送コンテンツについても、「必要に応じ権利処理の円滑化を検討」と書かれていますが、必要性があることは確実であり、「必要に応じ」と言っている段階ではなく、よりスピードアップをして権利処理の円滑化実行するべきではないかと思っております。

最後に、25ページのデータ利活用のところですが、政府全体の多くの会議の中でも我々のこの会議こそ、知財権の要件を満たさないデータを新たな情報財として位置づけてそのエコシステムを考えるとということ、そのように情報財として捉えて施策を検討する本拠地だと思います。また、前文のところには個人情報についてGDPRなどの書き込みがあるのですが、施策ではその観点が抜けているように思います。27ページでデータヘルスが挙がっておりますが、今、パブコメ中の個人情報法の3年見直しの中でも、データポータビリティについては関係各府省の議論を見守っていくという書き方をされています。データヘルスについては、規制改革推進会議でも既に公表した意見書の中で、検診情報のマイナポータ

ルを通じた提供についての契約整備の必要や標準化の高度化、法制度も含めた今後の複雑な個人情報法の法制度の見直しといったことを掲げております。今回のここに掲げているデータヘルス関係については、厚労省だけでなく、内閣府や個人情報保護委員会なども名宛て人とした政府全体としての取り組みをもう少し肉づけさせていただければと思います。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

個別の項目にも具体的な指摘をいただいております。後ほど本日出席の関係省庁からも何か発言があれば伺おうと思っておりますので、よろしく申し上げます。

長澤さん、お願いします。

○長澤委員 ありがとうございます。

林委員と同じで、この三十数ページの知財推進計画 2019 はよくまとめられていると思いました。

「脱平均」も価値のデザインも個性の「融合」も全て共感できるもので、オープンイノベーションの実現はまさにそのとおりだと思います。

ただ、国としての戦略はいまいち見えてこなくて、これらのことは既に米中が行ってきたことではないか、これを後から追いかけるのかなというイメージを若干持ってしまいました。例えば、アメリカの場合には国が大きなR&D投資をしていて、中国には企業に対する補助金制度があるため、いわゆるオープンイノベーション、複数の企業が組んで行うイノベーションには非常に有利な状況にあります。一方、日本はどちらかというとR&D投資が企業の投資に委ねられている面がかなりありまして、企業の経営という観点から話をさせていただくと、オープンイノベーションに不利ではないかと思われるのです。当然、企業は自分の企業が利益を得ることができる仕組みに投資をしようとするので、今、M&Aが日本でふえてきている状況にあると思います。

このM&Aにつきましても、国益にかなうようなM&Aをやりやすくしてもらうような仕組みをこの推進計画中で提案して欲しいと思いました。

また、イノベーションが生まれたときに、それを守るための紛争処理制度などについて国会で今後も話し合われることになっているのですが、まず、どのような制度であれば国益にかなっていくのかということをもう少し突き詰めてお話しさせていただきたいと思えます。産業界と司法関係者のダイアログについても、そういう意味では非常に大歓迎をしているところでございます。

例えば、紛争処理は、今、懲罰的賠償、二段階訴訟というものが検討項目として挙げられていますけれども、民事訴訟は解決に至るまでに通常は時間がかかるものでして、ここで時間がかかり過ぎますと、結論が出たころには既にイノベーションは持っていかれてしまっているということも起こるわけです。これを防ぐために、例えば、悪意があつて国益を大幅に損なうものというある枠の中で刑事罰の強化や行政処分のようなものもこの推進計画中でプランニングできていけば、もう少し国益にかなうような計画になるのではない

かと感じました。

以上です。

○中村座長 山本さん、お願いします。

○山本委員 今、読んでいる本の受け売りみたいになるのですが、「直観と理論をつなぐ思考法」という本を読んでいまして、この本の中で、1960年代半ばにスタンフォード大学の一部の研究者の間で一つの問題意識があったと。それは何かというと、理論的な思考力にすぐれたエンジニアたちは、ややもすると新しいものを生み出す創造性を失っていきがちで、それを放置しているとアメリカからイノベーションの創出の力が失われるのではないかということがあって、そこからスタンフォードでd.schoolができて、デザイン思考の土台になってきているという話があります。

何を言いたいかということ、私はここに書いてある方向性は非常にそういう意味でもとてもおもしろいと思うのですが、日本的にいうと、左脳だけで考えていると余りイノベーションは生まれませんよと。だから、両脳思考、右脳と左脳を行き来する思考が重要ですと書いているのですが、その対極というか、それとちょっと違う考え方がPDCAの考え方です。

PDCAはやることが決まっていかに効率化を促進するかという考え方なので、これをやるのだったらこの委員会の名前も「検証・評価・企画」という名前は変えたほうがいいなと思っているのと、もう一つは、やはり左脳的に書かれているなという感じが非常にします。どういう絵を描くのかということビジュアルイズしてほしいなと。それが先ほどどなたかがおっしゃっておられた目指す世界をもっとわかりやすく皆さんで共有できるという話でもないかと思っております。書いてあることはいいと思うので、そこをわかりやすくしていただきたいというお願いです。

以上です。

○中村座長 梶原さん。

○梶原委員 ありがとうございます。

26 ページのOSSのところ、「OSSの選定」という表現があります。オープンイノベーションを進めるには、OSSを使うことは、ある意味、待ったなしですぐにやらなくてはいけないことですので、選定や枠組みの検討を行うというよりももっと踏み込んで書くべきだと思います。対応を進めなければいけない、ライセンス条件をきちんと確認しなければいけないとわかっている企業は当然やるでしょうし、その辺のノウハウがまだない企業に対して、ガイドラインの提示や注意喚起をするということであれば、そうした書き方をしたほうがより踏み込んだ内容になるのではないかと思います。

32 ページで、「クールジャパンについて共感を得る」とあります。共感を得るという言い方では、グローバルにはSDGsという共通目標がありますので、クールジャパンとSDGsは相入れないものなのかどうか、そういったことも考えながら進めるとよいと思います。

以上でございます。

○中村座長 阿部さん、お願いします。

○阿部様 ありがとうございます。

3点、申し上げます。

まず、1点目です。各委員の方もおっしゃられていましたが、今回の推進計画が、知財戦略ビジョンを踏まえて価値デザイン社会の位置づけに向けた計画になっている点、また、そのための移行戦略として三本柱を立てて、より総合的な知財戦略になっている点については評価できるものと考えております。一方で、肝要なのは、言うまでもないことですが、いまいずれも、実効性のある具体的な施策を立案することですし、それを実行し進捗をモニタリングするとともに、必要であればこれを修正していくということが肝要かと考えております。さらに、これらの実施の結果、全体として価値デザイン社会に向かっているかどうかということ、定期的、なるべく定量的に評価していくことも重要だと考えております。ぜひこの点を踏まえて知財推進計画の実施をしていただきたいと思います。

2点目ですけれども、価値デザイン社会の位置づけのためには、これまで余り日本では十分に議論されていなかった、あるいはないようなコンピューターショナル・デザイン・シンキングといった考え方が重要になると考えております。今回の推進計画の策定及びそのための施策の立案に当たっては、最新のコンピューターショナル・デザイン・シンキングに基づく手法等をぜひ議論していただきたく、考えております。

3点目ですけれども、これまでも何度かいろいろな場面で同様の議論や御意見があったかと思っておりますけれども、知財推進計画に従った取り組みの具体例や成功例ということ、これからは積み上げてほしいという点でございます。既に幾つかの事例等は紹介されている部分もあるとは思いますが、今後も継続的に事例を蓄積して、見習うべき事例については横展開をはかるといったこともこれから継続的に進めていただければと考えております。

私からは、以上です。

○中村座長 福井さん、お願いします。

○福井委員 ありがとうございます。

まず、お願いとして、私みたいなうっかり者のために、机の向こうに落ちにくい札をぜひ開発していただければと思うわけですが、御迷惑をおかけしました。

2番目です。28ページ、アーカイブ立国についての記載があります。重要な視点で非常に進んでいる分野だと思うのですが、その中に、情報を利活用しやすいように、二次利用条件の整備、表示が重要であると。まさにそうだと思うのです。それと同時に、肖像権、個人情報、こういう権利とアーカイブ推進をどう調和させていくか。この視点を加えていただければと思います。確かにこれは狭義の知的財産権からは外れるものだと思うのですが、肖像権や個人情報の保護とアーカイブ等の関係をどう整理していくかということは、今やアーカイブ活動に立ちはだかる主要な権利の壁の一つだと思うのです。ぜひ議論を始めることを検討いただければと思います。

3つ目です。19 ページに、著作権教育についての記載があります。文脈は、海賊版対策で、もちろんこの分野での著作権教育も重要だと思うのです。ただ、これはNGだよ、これはだめだよという教育だけではなくて、ここまでだったら使えるよ、利活用できるんだよという教育も同時に行っていただきたいと思います。また、コンテンツを展開して、あるいは多様な人材を開花させていく上では、この権利と同じぐらい契約や交渉が重要になると思うのですね。ぜひさまざまな契約・規約を理解し、また、つくり、交渉できる力の教育も加えていただければと思うわけです。

以上です。

○中村座長 渡邊さん、お願いします。

○渡邊委員 ありがとうございます。

今回のこの計画ですけれども、ビジョンの項目に沿ってまとめられているので、その関係は非常にわかりやすくなっていると思います。それに合わせるのに多少無理はあると思うのですけれども、ビジョンとの関係がわかりやすい点は非常によかったのではないかと考えています。

人材教育の点ですけれども、尖った才能を持つ人材を見つけてその才能を生かしていこうといううまいスキームができれば、非常に有効であろうと考えています。ただ、ここで書いてあるのは主に子供、学生、生徒を中心に書かれていて、これは社会人を無視しているというわけではないと思うのですけれども、社会人もぜひ取り込んでいただきたい。ただ、若いときは尖っていても社会人になると丸くなってしまうということはあるのかもしれないのですけれども、そこはしっかり取り込んでいただきたいなと考えています。

特に社会人は、これは学生、生徒も同じなのですけれども、実践の場が非常に大きな教育の場になるのではないかと考えています。ただ、国の施策として実践の場をつくることはなかなか難しいので、模擬実践の場という形をつくっていかざるを得ないのではないかと考えています。そのために、実務経験者がある課題や仮想事例をつくって、それについてディスカッションをすとか、そういう場を多数つくっていただいて、それに参加していただいて、自己研さんをしていただく。そういう方向を考えていただければありがたいなと考えています。

模倣品対策、海賊版対策ですけれども、今、いわゆるコンテンツで動画や画像というものを中心に考えられていると思うのですけれども、これは恐らく直にデータの問題になってくる。データの品質の問題もここに指摘されていますけれども、データ自体がこういう問題を生じてくるだろうと考えています。将来的にはこういう問題についてデータについても取り込めるような形を考えていただきたいと考えています。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

喜連川さん、お願いします。

○喜連川委員 ありがとうございます。

冒頭、住田局長からお話があったように、方向性と喫緊を分けるということは大分前から申し上げていて、これが実現できたことはとてもいいことだと感謝しております。

しかしながら、当時、言っていたのは多分10年ぐらい前の話で、そのころはまだこれほどデータではないときにデータというものを考えましょう。ということは、逆に言うと、今、考えるのであれば、ポストデータ、つまり、データの次に何の山が来るのだろうか。資料を拝見しますと、これは価値と。価値のデザインでありましたならば、そういうものを一つ大きくくりにさせていただくほうがわかりやすいのかなと。当面と中長期がバインディングしているところが少し無理くりになって、先ほど江村委員もおっしゃられたみたいに、若干かえって論点がボケることになっていることに同意します。

例えば、この「脱平均」というところで、一体どうやって「脱」を見つけるのですかという、それは原則データに基づくしかないわけですね。変わった研究をしている人、その人が一体どんなことをしているかという、これは全部データだし、教育もデータです。その部分は3の「融合」という若干モヤッとしたところに入っていて、何となく上品にまとめようとするところなるのかもしれないのですけれども、少しわかりづらくなってくるかなと思います。

「脱」というのは、ほんのちょっとしかないように見えるかもしれないのですけれども、ダイバーシティは非常に大きいので、脱の空間は実は大きいでしょう。それをどう捕捉するかということはデータしかない。それから、先ほどの御質問のように、知財の関係のセクションも全部データになっている。そうすると、1も2も3も、原則、全部根幹となる部分はデータで、この構成ですと、データをばらばらに議論することとなるように見えます。今、一番喫緊の課題であるデータがバラバラに議論され、薄くなって分かりにくいようになるのではないかとコメントさせていただきます。

以上でございます。

○中村座長 川上さん、お願いします。

○川上委員 まず、全体的に今回の計画は非常にバランスのいい形でまとまっているのではないかと、感想を述べさせていただきたいと思います。

先ほど委員がおっしゃられたように、これからのAI時代のビジョンをつくることは非常に重要だと思うのですが、まだ多分正解は世界中で誰もわからない。日本だけが突出してもしようがないので、そうすると、現時点では大体これぐらいが一番バランスがいいのかなと思うのです。ただ、次年度以降の計画については、国際状況の変化、AIの機能の進化に伴って、ぜひ、もっと踏み込んだ計画を期待しています。

何回か言っていて余り変わっていないのでどうしようかなと思ったのですが、今回も言おうと思いますが、19ページのブロックチェーン技術ですね。ここの文章はやはり間違っていると思うので、「ブロックチェーン」という言葉は残すにしても修正していただければと思います。「ブロックチェーン技術等新たな技術を活用した著作物の管理・利益配分の仕組みが海賊版対策として効果的と考えられる」という言明は全然証明されてい

ないし、どこかの業界の統一された見解でもないと思うのですよね。コンテンツ業界では少なくともそういった見解は聞いたことがありません。

それで、正しい表現ですが、「クラウドでの著作権管理・利益配分が海賊版対策に有効」というのであれば、主張としては多分正しいです。ただ、それがブロックチェーンだけを取り上げて書くというのは、ちょっとバランスを欠いているのかなと。特にほかの具体的な海賊版対策が余り明記されていない中で、余り即効性があるとも思えないところが正しくない記述で具体的に書かれているのはおかしいと思いますので、ここは表現を若干修正していただきたいと思います。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

久貝さん、どうですか。

○久貝委員 ありがとうございます。

3点、申し上げます。

1点目は、16 ページの特許法の改正法の関係のところでございます。情報収集の困難性に対応する。あるいは、特許の価値をきちんと評価するという方向での法改正がなされたということで、私どもはこれを評価しております。本改正の周知のことを書いてございます。経済産業省のみがここに書かれておりますけれども、当然、裁判ということになりますと、弁護士さんのお力も要ります。ぜひこの中には法務省も入れていただきたいと思います。また、専門家を活用するということがこの柱になっておりますけれども、専門家の多くは技術の方ですので、大学の先生方も非常に知見が高いということでもありますけれども、さまざまな技術分野での裁判が行われるということとか、あるいは利害相反の問題もあるということですので、技術者、研究者の方々の御参加という意味で、総合科学技術・イノベーション会議、内閣府もぜひその中に入れていただければありがたいということでございます。

2点目、その前の15 ページでございますけれども、公正取引委員会によります例の製造業者のノウハウ、知財の大企業による吸い上げの調査でございます。大変ありがたいと思っております。これにつきましては、下請法あるいは独禁法の問題だけではなくて、ここには当然吸い上げた知財を使うという意味で、知財の侵害の部分も入っているのではないかという調査でもあるということの確認をしたいと思います。

3点目は、33 ページの経営デザインの関係、デザインシートの普及・定着というところでございます。このたびは、デザイン経営あるいはデザインシートの普及という新しい視点を中小企業の経営者に提示していただきました点、大変感謝しております。私どももそれに協力していきたいと思います。ただ、これは現実には金融機関の融資につながるということが大変重要でございまして、その意味では、これのKPIをフォローしていただきたい。それを金融庁にお願いしたいということでございます。

最後に、特許庁から追加で出ておりました懲罰的賠償制度あるいは二段階訴訟制度の検

討、国会決議を踏まえてということでございますけれども、幅広い視野でぜひともまたこれについても検討をお願いしたい、その際には、私も中小企業の特許も視野に入れていただきたいと思います。

以上です。

○中村座長 土生さん。

○土生委員 今回はビジョンから入っていく流れで整理されていて、私も全体の構造が非常にいいと感じました。その中で、山田委員、山本委員からもお話がありましたけれども、これをしっかりとどう伝えていくかという伝え方のところで感じるころはありまして、経営デザインシートの普及啓発の活動などをやってもよく感じるのですが、実際にかかわってきている当事者は熱い思いでやっているものですから、会って説明する相手にはその熱さがどんどん伝わっていくのですが、これが文字に変換された文書だけを見た人には、往々にして冷めた目で、何か価値デザインとか格好いいことを言っているよねみたいにならざるを得ない感じがちなもので、こうしたせつかくのしっかりとしたビジョンに共感を得られるような仕組みが必要ではないかと思えます。

そのときに感じることは、私が経営デザインシートの話をするときも、最初は斜に構えて聞いていた人が身を乗り出してくることが多いのが、基本的な考え方として、今まで日本人は物事を積み上げ型とか過去の延長線上で計画を立ててきたよね、それを一旦断ち切って未来を構想しながら絵を描いていく、これが実は欠けているのではないかという話をしたときです。すごくはっとしていただく方が多くて、そういった我々日本人の思考の癖みたいなところを含めて、このシートなどを通じて価値をデザインしていくという考え方にしていこうという思想をうまく表現できるといいのではないかと。

あと、具体的な細かいところになりますけれども、同じく共感を得る仕組みということを見ると、例えば、15 ページに中小企業向けの施策のところ具体的な方向性を書いてありますけれども、1 個目にいきなり「経営デザインシートやその考え方を活用するよう促す」と、上から目線で、強制するような表現で入ってきているところがあって、また何かシートをつくってやらせようとしている感みたいなものが伝わるとすごく嫌だなという感じがします。一方で、その下の知財ビジネス提案書を見ると具体的ないろいろな方策が書かれているので、経営デザインシートのところもワークショップをどんどん開いていくとか、今は知財戦略本部のホームページで割と固い感じになっている情報発信の仕方を多様性を持って工夫していくとか、こちらもやっていくのだよというところを見せないと、おまえらがやれるな感じが出ている文章がほかにも見受けられるところがあったので、その辺を工夫されるとよいのではないかと思えます。

以上です。

○中村座長 杉光さん、お願いします。

○杉光委員 ありがとうございます。

前回か前々回に医療関係の話がほとんど入っていないですねということを申し上げたつ

もりなのですが、そのときもちょっと申し上げたのですけれども、医療費が42兆円になっていて、冒頭の大臣の話にもありましたように、高齢化の中で非常に大きな問題なわけです。それに関して知財で何ができるのかというところで、今、AMEDが問題視しているものが、とにかく手術室にある医療機器が全部外国製だということで、国産の医療機器をとにかく増やすということが解決策の一つだと思います。

それに関して、どうして日本の医療機器がないのかというところの背景として、私としてはどうも医療関係者の間に知財がない方がむしろ医療機器が普及するのではないかと、という誤解が蔓延しているところが原因だと考えているわけです。AMEDも、医療関係者、特に医学部と医学研究科に配って知財教育をしてほしいとして今、教材を作っています。実際、私の知っている医学関係者でも「触らぬ知財にたたりなし」ということで、医学関係者はあまり知財にはかかわらない方がいいのだという人もいて、この誤解を解かないとこの問題はなかなか解決しないと思っています。

そういう誤解を解く意味もあって、医学研究科、医学部に、今、AMEDが教材をつくっているわけですので、私が新しい施策を提案しているわけではなく、AMEDのこの政策をぜひ応援するようなものをこの中に入れていただければ、本当にお金も余りかからず、今、行おうとしている政策をきっちり知財推進計画で応援するというので、大きな成果も期待できるのではないかと思います。現状、データヘルスの話ぐらいしか入っていないのですけれども、ぜひそこは御検討いただければと思います。

ちょっとおくれればせながらではあるのですが、前回、AMEDさんがそれについて全く触れずに、ここに書かれていないことだったので、私も発言を控えていたところ、今日になってしまったというのが実態でございますが、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○中村座長 竹宮さん、お願いします。

○竹宮委員 ありがとうございます。

三本の柱を読ませていただいて、ここに至ったのかということで、ちょっと驚きました。というのは、この三本の柱は全て漫画業界が発展期にやってきたことだからです。

先ほど平井大臣がおっしゃっていた「Beautiful Harmony」というものを日本が持っているということなのですが、そういうものも業界の中にはあると思っています。まさにこれほどまでに大きな業界になったのも、共感を通じて価値を実現しやすくしたということを実際にやってきたからだと思ったので、ただ、すごく特殊な世界でのことだと考えていました。それをこの会議の中で、3つのそれぞれというものが目標として掲げられるのだということに驚いたと同時に、すばらしいと最初は思いました。

しかし、これまで平均化に長く漬かってきた中で、目標として掲げたからといって、イコール、できるのかということにすごく危惧を感じたというのも正直なところではあります。これは言われてやるものではなくて、必要に応じてみんながうまく融合をしながらつくってきた世界ですので、そういうことが目標として掲げられて、しようと思っできるのか。ま

ず、一番最初の「脱平均」ということだけをとっても、その平均化された人々はどう対処すればいいのだろうかということになってしまいがちだと思います。最近の社会の不寛容などというものをどうすればいいのか。その辺も気になるところですので、その辺も含めて、社会的な変革あるいは社会が学習していかなければいけないところがあるのではないかと思います。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

高倉さん、お願いします。

○高倉委員 私も、知財推進計画 2019 を読ませていただいて、大変よくまとまっているなと思いました。全体から受けたメッセージとしては、新しいことにリスクをとってチャレンジする方を応援しようというメッセージと受け取れましたし、もしそうであるとすれば、今から十数年前に始まった知財立国宣言のときの考え方と基本的には一緒で、新しい経済成長のためには、新しいことにチャレンジする、そういうふうに関全体をつくりかえていこうということだろうと思っていますので、知財立国政策のストーリーとそれほど大きな違いはなく、違和感なく受けとめることができました。

ただ、こういった知財推進計画を今まで読んでくださっている多くの方というのは、企業の知財部の方であったり、弁理士であったり、多くは知財関係者であったと思うので、そういう方たちに新しい組み立てをどのようにちゃんと伝えていくかということころは、多くの方が指摘していたように、伝え方には工夫が要るのかなと。

同時に、名宛て人が少し変わったのかなという気もして、知財関係者だけではなくて、中学生、高校生、大学生、そういう若い方たち、チャレンジしてもらいたい方たちへのメッセージにもなっていると思いますので、今までとは違う関係者にこれをどう伝えるかということころにもぜひ工夫していただきたいなと。

過去十数年の知財立国のための法改正について振り返ってみると、さまざまな法改正がこの十数年に行われてきたわけなのですが、残った法改正事項は大変難しく、ステークホルダーの間で意見が異なる。今回の特許法の改正についてもそうであったし、残されたテーマについても、なかなか簡単にまとまるのは難しいだろうなと思います。

この点について、手短かに3つだけお願いしておきたいのは、1つは、できるだけ多くのステークホルダーの意見を聞く。政策担当として将来こうしたいというメッセージを持つことは大事なのですが、その実現のために、その反対する方たちの意見を聞かないということはあってはならないことであって、全てのステークホルダーの意見を聞く場を設ける。

2点目として、将来のビジョンのためにこういうことをしなければならないということもあれば、エビデンスをしっかりと示し、諸外国の経験などを、もう少し説得力をもって説明する。その上でこういうふうに進むのだという政策的な判断はあっていいと思うのですが、できる限り多くのエビデンスをもって示すということ。

3点目、なかなか将来の予測、エビデンスの提示も難しいと思うので、事後的に何度も

検証を繰り返していく。その検証を、できれば、私は第三者の立場の方たちが、政策の効果、影響、進捗状況を見てフィードバックをする。そういうシステムをぜひ取り入れてほしいなと思います。

以上です。時間を超過して、済みません。

○中村座長 ありがとうございます。

ほかに、今、札を立てておられるのは。

宮島さん。

○宮島委員 おくれて参って申しわけありません。全体で非常にいろいろなところに配慮された計画案であると思って、感謝しております。

ちょっと細かいところですけども、私自身、すごく大きく変わっているなと思うのは、世の中、とにかく尖った人を大事にしていこうよと、尖った人がすごく伸びられるような社会にしないともう日本はやっていけないよというところは大きなメッセージだと思うんですけども、日本は、今の状態だと、初等教育でも何となく潰され、中等教育で平均化され、社会人になってもなかなかその尖ったところを生かせないでいるというところがある中で、教育分野のところはすごく大事だと思います。

これは具体的なプロジェクトも進んでいるわけではありますけれども、特に教育関係者に聞いたところ、物すごく尖っている人が、かなり初期の段階、小学校の初等ぐらいのところはかなり潰されている可能性があるということがあるので、そここのところは、教育現場での意識を、知財教育をしっかりしましょうよというところをさらに超えた形で、とても尖っている人をどうやって生かすかという視点に大きく切りかえていただく必要があるのではないかと思います。

今、例えば、書き方として、7ページでは、型にはまらない尖った才能が評価される場として、新たな学びや異才発掘プロジェクトなども活用するとありますが、そこまでもいかないうちで潰されることがないように、つまり、ある程度異才にならないと今のプロジェクトは拾えないわけなのでですけども、もうちょっと前の段階で、ちょっと尖っているけれども、いいところがあるかもしれないというところを拾う仕組みが必要なのではないかと思って、そこはこの場をふやすとともに、公教育との連携というか、既にある教育現場と情報交換なりを明確にしたほうが、よりそれが生かされるのではないかと思います。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

大体よろしいですか。

これまでいろいろ御発言をいただきましたけれども、きょう御出席いただいている関係省庁から何か発言されたいことはありますでしょうか。

どうぞ。

○津幡企画調査官 特許庁でございます。

委員の皆様から法改正に向けた附帯決議のところについて、今後の紛争処理なども含めた制度設計についていろいろな御意見をいただいたと思っています。もちろん最初は高倉委員の言われたとおり、いろいろなステークホルダーがいる中で、そういった意見も踏まえながら、メリット、デメリット、そういったものを十分に見て幅広い視野で検討を進めていきたいと思っています。

また、長澤委員からも御指摘がありました、解決までに時間がかかることはまたイノベーションが進まないことにつながるという状況であるという御指摘だと思います。刑事罰のあり方や紛争解決までの時間に関する点についても、総合的に検討を進めてまいりたいと思っています。

そういった皆さんの御意見を踏まえて、検討を進めていければと思っています。ありがとうございます。

○中村座長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、岸本さん。

○岸本参事官 事務局から補足をさせていただきますけれども、最初に林先生から御指摘いただきました音楽のメタデータの海外ディストリビューターへつないでいくための環境整備に関しましては、36ページの下から2つ目のポツに具体的に書かせていただいております。先生にも御指摘いただきました、上から2つ目の音楽分野のコンテンツの権利管理の情報を入れたデータベース整備と、それを活用した権利処理プラットフォーム構築のための実証事業は、もう少し前の段階の基本的な権利情報を集約して行って、二次創作、三次創作に向けての権利管理のあり方についての調査研究を進めていこうというもので、書き分けをさせていただきます。

○林委員 わかりました。

見落としていました。済みません。

○岸本参事官 あと、ほかにいろいろと放送コンテンツの権利処理と円滑化に向けた取り組みについての検討や海賊版対策についての具体的な記載ぶりや、あるいは川上委員からいただきましたブロックチェーン技術のところの記載ぶりや、福井先生からいただきました肖像権、個人情報等のデジタルアーカイブとの調和の部分をどう書いていくのかということに関しましては、御意見を踏まえまして、また書きぶりについて検討させていただきますと思います。

○中村座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○仁科参事官 産業競争力関係でいただきました御意見ですけれども、まず、原山委員からいただきました「オープンイノベーションはそもそも必然性からちゃんと説明すべきではないか」という点は、お配りしております1枚紙でも、第2章のところで、そもそもなぜオープンイノベーションが必要になったのかということをはっきり説明していく予定でございます。

近藤委員と梶原委員からOSSに関する記述について見直しをしたほうがいいのではないかという御指摘がございましたので、これについては関係している省庁と調整しながら表現ぶりを見直せるかどうかを確認したいと思っております。

林委員からいただきましたデータヘルス改革のところにつきまして、今、林委員が御担当しておられる規制改革推進会議でも御検討しておられるということでございますので、その結果も考慮しながら盛り込めるかどうか検討していきたいと思っております。このほかにも、未来投資会議で検討されている項目で、現在、内容を調整したり、盛り込めるかどうかということを確認したりしているところがございますので、並びがとれるように調整をしていきたいと思っております。

久貝委員からいただきました、公取のほうで進めております調査で、下請法の違反事案だけではなくて侵害事例についても調査をしているのかという御質問がございましたけれども、こちらにつきましてはそういった事例も含めて調査をしているということでございます。

以上でございます。

○水田課長 文化庁でございます。

先ほど、福井委員から、著作権教育に際して、NG教育だけではなくて交渉や契約といったことも含めてやっていくべきだという御指摘をいただきました。全くそのとおりだと思っております。子供たちに使っていいか悪いかという、マルかバツかだけではなくて、恐らく通常は許諾がなければ使えないという制限規定がありますけれども、使えないのではなくて、しっかりと交渉して契約して必要なら対価を払うといった形で使っていくということまでしっかり理解していただくことが重要かと思っております。先ほどの海賊版のところというよりは、恐らく全体の中ではもう少し教育の分野を扱っているところもあるかと思っておりますので、そういった趣旨をどこに反映したらいいかも含めて、事務局とも相談させていただければと思います。

○福井委員 ありがとうございます。

私が先ほど申し上げたのは、まず、著作権教育においてはNGだけではなくてこうだったら使えるよという教育もぜひ入れていっていただく、つまり、海賊版対策だけではない位置づけをとということ。

もう一つは、契約交渉というのは、単に使うためだけではなくて、例えば、持っているコンテンツを海外で展開していくとか、あるいは、人材が開花していく上で言うと、いろいろな契約をさまざまなステークホルダーとの間で結んでいくわけですね。そういうこと全般での契約交渉の教育という意味合いも含めておりましたので、ぜひよろしくお考えいただければと思います。

○瀬尾委員 今、教育の関係の話も出てきました。私も現在の制度の構築にかかわっておりますので申し上げますと、今、尖った人材を育成するとか、そういう形でお話ししていただけますけれども、AI社会を創造したときに、ベーシックに小学校や中学校でAI社会に対応し

た人間を育てないと、尖った人間や有用な人間ではなくて普通の子供たちがそういう世界に対応できるように最初から育てていかないと、そもそもAI社会は実現しない。今のままやってAI機能とヒトの機能がダブってしまったら、その人たちの職は非常に危ういものになってしまったりする。

そういった意味では、AI教育のいわゆる浸透、まず、そのためには教師がよく理解をして、AI対応をする人材の育て方をどうするのか。そういうことを考えていただかなければいけない。私も読ませてもらって、長いので大変でしたけれども、新指導要領は非常によく考えられていると私は思います。できる限りあれを速やかに現場に浸透させることが、尖った人材も、普通のAI対応の人材も、次の時代に対する子供たちを育てるといった意味では、ほかの施策よりは一番ベーシックかつ大きいものだとは認識しておりますので、でき得れば、文部科学省さんには、これは知財全般、将来のAI社会の全般のインフラになるべき、まず率先すべき事案であるということは理解していただきたいと思ひますし、私がそういった現在の新しい著作権体系、教育体系について尽力させていただきたいと思ひているのも、まさに今後の子供たちと未来をつくるためのベースになるからだと思ひているからです。

ですので、この11ページ、12ページの書きぶりは、そういった意味ではちょっと認識が小さいし、ちょっとスケールが小さいというのが率直な感想でございますので、御意見をいただければということをつけ加えさせていただきます。

○中村座長 どうもありがとうございました。

きょうは、皆さんからさまざまな御意見をいただきまして、全体の構成を見直すべきではないかという御意見もあれば、これはよくまとまっているという御意見、これは幾つかも指摘をいただきました。また、これをどう伝えていくのかという伝え方が大事だというコメントがございましたし、それ以上に具体的な施策を実行することが大事であって、しかもその検証・評価も大事だという御指摘をいただきました。

内容面でも、AI社会を展望すること、ポストデータで串刺すこと、クールジャパンの見直しやSDGsとの関係、米中の後追いではないプロアクティブな知財戦略といった御指摘もございましたし、右脳を使えということや、札を落っこちにくくしろといった難しい宿題もいただいたところでございます。

そういったいただいた御意見を踏まえまして、今後、渡部座長とともに、また事務局と関係省庁と調整をして必要な修正をしていって、取りまとめに向かっていきたいと思ひております。

私個人の感想とコメントを申し上げますと、このビジョンの価値デザイン社会というのはわかりやすく訴求することが課題だなと考えてきたのですけれども、今回、「脱平均」、「融合」、「共感」というシンプルでしかも魅力的な整理にたどり着いたなと感じます。また、同時に個別の施策をよくその枠組みに落とし込んでくれたと。これは、事務局、政府、関係省庁、関係者の労作だと思います。

今期、このラウンドは、海賊版対策でコンテンツ分野の知財戦略は非常に注目をされたわけですが、総合戦略ができ上がってきたことは非常に大きな成果だと思うのですが、同時に、知財とITをめぐる意見対立も顕在化いたしまして、今後の知財戦略とIT戦略を構築していく上で大きな問題提起になったなど考えています。引き続き、このデジタル時代の知財戦略あるいはAI時代の知財戦略のあり方を模索していきたいと考えているところです。

この本文の中にもありますけれども、2020年のオリンピック・パラリンピック、2025年の大阪万博を見据えて、日本文化の発信力の強化を図るとされていまして、こういう大きなチャンスが来ていますから、知財戦略をぜひ生かしていきたいと思っておりますし、クリエイションシステムとして、eスポーツのような新しい分野の開拓も今回はうたわれておりまして、大臣が最初におっしゃっていましたが「Beautiful Harmony」、令和のスタートに合わせた新しい知財戦略を進めていきたいと考えております。

渡部座長から一言いただけますでしょうか。よろしいですか。

○渡部座長 はい。

○中村座長 では、事務局を代表して住田局長からお願いいたします。

○住田局長 今回も、2019の検討に向けて貴重な御意見をたくさん頂戴いたしました。ありがとうございます。

先ほど事務局からも幾つかコメントに対する当方の考え方なども述べさせていただきましたが、幾つかの必ずしも拾い切れていないところは中村座長からコメントをいただきまして、ありがとうございました。

特にデータの関係で、江村さんや喜連川さんを初めとして、渡邊さんもですが、いろいろとコメントをいただいておりますので、その辺も踏まえてこれから考えていきたいと思えます。

また、山本先生からは、委員会名を変えろとかという話もありましたので、これも宿題とさせていただきたいと思えます。右脳的な委員会にしたいと思えます。

クールジャパンの関係で、梶原委員からもお話がございましたけれども、まさにSDGs的なものは、これからの世界の共感を考えたらそれはSDGsに絡むものが共感を得ることが多いし、既にクールジャパンでクールと言われているものは実はどこかでSDGsとつながっていたり、日本の古い文化や世界観とすごくつながっていたりすることもあるので、そこはかなり意識しながらやろうと思うのですが、一方で、先にSDGsだよなどといってしまえば、日本人はまたそのSDGsのどれだとかと探し始めて、一生懸命にこれだとかといってパーフェクトを目指すという変なサプライサイド思考になってしまうので、クールジャパンなどもデマンドサイド思考でないともまずいものですから、そこは注意しながら、エッセンスはまさにそういうところなので、そこを上手に抽出しながら新しいクールジャパン戦略を考えていきたい。もちろん名前の問題もあるのですが、活動のコードネームとしては「クールジャパン」は割といいかなと思うのですが、自分で「クール」と言うなよというのはいろいろなところで相変わらず言われているところなので、どうしたらいい

のだろうなということはちょっと悩んでいますけれども、そういったことも含めて考えていきたいと思います。

阿部先生からも御指摘いただきましたけれども、随所に上から目線のところが出てくるというのが、確かに、特にこの（施策の方向性）の細かいポツのところになってくると、たびたびそういう現象が生まれがちなものですから、もう一度よく見てみて、同じことを言うのでも違う言い方をするだけで全然捉えられ方は違うので、つい役人っぽい言葉が出てしまうみたいな、そういうところが非常にあるなと思っております。それは注意をしてやりたいと思います。

長澤委員から、国としての戦略はどうかという話もあるのですが、ここが本当に私も難しいところだなと思っていて、国としての戦略はどうかということが、アメリカ方式や中国方式が本当にいいのかというと、日本のいいところは、企業がすごく頑張れるところだということもあるので、また、国が予算をつけたらすると、金の切れ目が縁の切れ目になってしまって、お金がなくなると急に元気がなくなるみたいなところもなきにしもあらずなので、そこは日本の企業の強いところであったりよさであったりするところと一緒にやっていく。特に国としては、企業のいろいろな取り組みをどうやったらアクセレレートができるのか、その環境整備なのだよねというところをかなり意識しながら、いろいろな施策を講じていくことが大事なのかなと思うので、むしろこれまでの発想だけでやるとなかなか出てこないような、レギュラトリー・サンドボックスなどもそうなのだと思いますけれども、あるいは新しいビジョンをつくっていくということ自体も、後押しという意味では大きいかもしれない。

先ほど竹宮さんがおっしゃられた、言うのはいいのだけれども、どうやって実行するのよというところは、本当にこれはそれこそ皆様のお知恵をおかりしたいところだし、委員の皆様それぞれがいろいろな場でいろいろな形で発信していただくということが物すごく重要だと思っているのですね。というのは、今、クールジャパンなどをやってもすごく思うのは、インフルエンサーという人たちの持つインパクトがめちゃくちゃ大きい社会になってきているので、皆様それぞれがすごいインフルエンサーですから、皆様がそれぞれのお立場からいろいろな場面で言っていただくと、そうすると、聞いているほうも、そういえばあの人もこんなことを言っていたな、あの人も言っていたなみたいなことで、だんだん刷り込まれてくると、そこでいよいよ自発性が出てくるという、なかなかこれは政策かと言われるとどうかわからないのですけれども、そういう個々人のモチベーションみたいなところにちゃんと目を向けていかないと、それこそひとりよがりでは何か言ってみたけれども、後で効果はどうかということになってしまうところがあるので、ちょっと時間はかかるのですけれども、わかりやすい言葉でいえば「刷り込み」みたいなものですが、結局、漫画業界さんがやってきたことも、そういう地道な刷り込みみたいなものをそれぞれの漫画家さんとインフルエンサーの方たちが一生懸命やってこられた成果として出てきたのかなと、非常に重い言葉だなと、竹宮委員のお話を聞いていて思ったわけ

であります。

そうやっていくと、子供たちも、宮島委員が指摘されたように、早い段階からというのも、学校かというと、必ずしも学校だけではなくて、親や社会、そういったところも含めて、子供たちが触れるいろいろなコミュニティーの中で、確かにそういうことは大事で、いいのだなというか、これはやっていいんだみたいな気持ちを持てるかどうかというところは、これもモチベーションの問題として非常に大事なので、その辺にどうやってアプローチをしていくかという意味では、これまでの政策とはだいぶ違う目線だし、検証や評価や効果の測定などすごく難しい領域に入りますが、そういうことはきょうの議論の中でも相当大きなヒントなり応援のメッセージがいただけたのかなと思った次第でございます。

そういったいろいろなインプットを踏まえまして、最終的に、今後、開催をされる予定の知財本部においてこの2019を決定していくというプロセスに向けて、両座長の御指導を仰ぎながら、また、それぞれの個別の御意見について各委員とすり合わせをさせていただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○中村座長 事務局から、何か連絡事項はありますか。

○中野参事官 冒頭御紹介いたしました机上にのみ配付させていただいております資料は、お帰りの際には机の上に置いておいていただけると助かります。よろしくお願いいたします。

○中村座長 どうもありがとうございました。

では、これで閉会といたします。